

岩手県告示第 290 号

岩手県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成 8 年岩手県告示第 216 号）の一部を次のように改正し、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

平成 19 年 3 月 30 日

岩手県知事 増 田 寛 也

改正前	改正後
(庶務) 第 7 委員会の庶務は、 <u>出納局総務課</u> において処理する。	(庶務) 第 7 委員会の庶務は、 <u>出納局</u> において処理する。
備考 改正部分は、下線の部分である。	